# 令和７年度

# 鹿児島市障害福祉窓口支援員

# （会計年度任用職員）

# 募集要項

受付期間

令和７年７月１８日（金）から

令和７年７月３１日（木）まで

# 令和７年度障害福祉窓口支援員（会計年度任用職員）募集要項

## １．業務内容

障害福祉課の窓口において、障害者等に係る助成申請の受付や身体障害者手帳の交付等の業務を行う。

(1) 助成申請等の受付
(2) 身体障害者手帳等の交付
(3) 審査業務の事前処理
(4) 友愛パス再交付負担金の収納
(5) その他所属長が指示する業務

## ２．任用期間

令和７年９月１日から令和８年３月３１日まで

※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、公募によらず、再度任用されることがあります。

## ３．採用予定人員

１名

## ４．勤務場所及び勤務時間等

(1) 勤務場所

鹿児島市役所障害福祉課（鹿児島市山下町１１番１号）

(2) 勤務時間

月～金曜日の週５日勤務で、１週間の勤務時間は３３時間４５分です。

※各勤務日の勤務時間は、下記のＡからＣのいずれかの時間を、所属長があらかじめ指定します。（勤務時間には、１時間の休憩時間が含まれます。）

Ａ：8 時 30 分～16 時 15 分
Ｂ：9 時 00 分～16 時 45 分
Ｃ：9 時 30 分～17 時 15 分

(3) 勤務を要しない日

土・日曜日、休日、年末年始（12/29～翌年 1/3）※年次有給休暇、病気休暇等あり

## ５．報酬

給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。（下記の給料（報酬）額は関係条例・規則等の改正により変更される場合があります。）

月額：１８０，６００円～２００，３００円

※その他、期末・勤勉手当、通勤手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## ６．社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償の適用あり。

## ７．応募資格

応募資格は、次の要件を満たすものとします。

(1) 簡単なパソコン操作ができる方

(2) 次のいずれにも該当しない方

ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．鹿児島市職員として懲戒処分を受け、その処分の日から２年を経過していない者

ウ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ８．服務規程

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

## ９．選考

応募書類をもとに、個別面接を実施します。

(1) 日時・場所

令和７年８月７日（木）・８月８日（金）　午前９時～午後５時

※上記の期間中でいずれか１日（１５分程度の予定）

※具体的な日時・場所等は、文書にて通知します。

(2) 選考結果

面接後、文書にて本人へ通知します。

## １０．応募手続等

郵送又は持参にて、応募を受け付けます。

(1) 応募書類の提出先

〒８９２－８６７７　鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市健康福祉局 福祉支援部 障害福祉課 障害福祉係（本庁本館１階）

（電話 ０９９－２１６－１２７３）

※郵送で提出する際は、封筒の表に「障害福祉窓口支援員応募書類在中」と朱書きしてください。

(2) 応募時に提出する書類

履歴書（写真貼付）

※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

(3) 受付期間

令和７年７月１８日（金）～令和７年７月３１日（木）８時３０分～１７時１５分

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は令和７年７月３１日（木）必着とします。

## １１．選考結果の開示

選考の結果については、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第１号の規定により、口頭で開示を申し出ることができます。

| 開示申出できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|---|---|---|---|
| 不合格者 | 総合得点、<br>合格最低点及び順位 | 合否結果発送日から<br>起算して１ヶ月間 | 障害福祉課<br>障害福祉係 |

※開示申出をする場合は、必ず受験者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参し、障害福祉課（本庁本館１階）へ直接お越しください。電話、郵送等による申出では開示できません。

※開示受付は開示期間内の開庁日午前８時３０分から午後５時１５分までです。

※提供の方法は口頭による伝達で行います。